



平成 30 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社三機サービス
代 表 者 名 代表取締役社長 中島 義兼
(コード番号：6044 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 北越 達男
(TEL. 079-289-4411)

新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

平成 30 年 3 月 16 日の取締役会決議により、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、当該売出しにより、主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社は、「メンテナンスを核とした環境改善により社会に貢献する」を事業コンセプトにし、技術とノウハウを内在した日本一のメンテナンス会社を目指しております。

主な事業内容は、メーカー様からのメンテナンスサービスを受託するメーカーメンテナンス事業、お客様の設備を一括で管理し点検、作業、修理などの業務をアウトソーシングしていただくトータルメンテナンス事業を営んでおります。

現在の日本の経営環境は、少子高齢化、生産年齢人口の減少等の影響により、人材不足が加速しています。また、政府は「働き方改革」を掲げ、企業の生産性向上を推進している状況であります。

この影響により、メンテナンス業務をアウトソーシングすることで本業への優秀な人材投入及びコストダウンが実現できる当社のトータルメンテナンス事業のニーズは益々高まってきている状況です。

今回の新株式発行による調達資金は、当社のトータルメンテナンス事業で主に使用する IT システムへの投資に充当する予定です。これにより「トータルメンテナンス事業における生産性の向上」、「お客様へ改善提案をするためのデータ収集と分析」、「経営管理体制強化」を実現することで、収益力を向上させ、更なる成長を目指してまいりたいと考えております。

なお、同時に実施する売出人による当社株式の売出しにつきましては、当社株式の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としております。当該売出しにより当社代表取締役社長である中島義兼の当社保有株式数は減少いたしますが、当社経営体制への影響はございません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

I. 公募による新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 200,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 30 年 3 月 26 日(月)から平成 30 年 3 月 29 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 30 年 4 月 2 日(月)から平成 30 年 4 月 5 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長中島義兼に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 670,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 中 島 義 兼
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 30 年 4 月 3 日（火）から平成 30 年 4 月 6 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長中島義兼に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 130,000 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 130,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長中島義兼に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 130,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、130,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の受渡期日から平成 30 年 4 月 27 日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 30 年 4 月 24 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュューオプションを行使することにより返却されます。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,589,285 株
公募増資による増加株式数	200,000 株
公募増資後の発行済株式総数	5,789,285 株

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資に係る手取概算額 396,716,000 円については、350,000,000 円を、平成 32 年 5 月期中に設備投資資金に、残額が生じた場合は、平成 31 年 5 月期中に運転資金に充当する予定であります。

設備投資資金の内容については、老朽化に伴うシステム再構築等を目的としたトータルメンテナンスシステム構築のためのソフトウェア導入に 250,000,000 円、経営の効率化を目的とした S F A ・会計・人事・給与計算等のためのソフトウェア導入に 100,000,000 円をそれぞれ充当する予定であり、当該各ソフトウェア導入により、「トータルメンテナンス事業における生産性の向上」、「お客様へ改善提案をするためのデータ収集と分析」、「経営管理体制強化」を実現することで、収益力を向上させ、更なる成長を目指してまいりたいと考えております。また、本手取金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品で運用する予定であります。

なお、当社グループの設備計画の内容につきましては、平成 30 年 3 月 16 日現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	—	メンテナンス事業	ソフトウェア	250,000	—	増資資金、自己資金、及び借入金 (注) 4	平成29年 12月	平成31年 5月	—
当社	—	メンテナンス事業	ソフトウェア	100,000	—	増資資金、自己資金及び借入金 (注) 4	平成30年 6月	平成31年 5月	—

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力は、計数的な把握が困難なため記載しておりません。

3 第 41 期第 1 四半期連結会計期間より、報告セグメントを「メンテナンス事業」の単一セグメントに変更しております。

4 増資資金で不足が生じた場合は、自己資金及び借入金をもって充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成 27 年 3 月 20 日及び平成 27 年 4 月 7 日の取締役会において決議した公募及び第三者割当による新株式発行にかかる調達資金 453,460 千円は、平成 28 年 5 月期中に、研修センターの建設・設備に 200,000 千円、コールセンターシステムの機能強化及び効率化の向上のための I T システム強化に 50,000 千円を設備資金として充当し、残額を平成 27 年 5 月期以降に人材採用、人件費及び教育研修費等の運転資金に充当する予定でございました。しかしながら、コスト削減を目的として研修センターにコールセンター及び本社機能を併設したこと、また建設資材の価格が上昇している環境であったことを考慮し、I T システム強化よりも研修センターの建設・設備への充当を優先させた結果、347,666 千円を平成 28 年 5 月期中に研修センターの建設・設備に充当し、残額を平成 28 年 5 月期中に人材採用、人件費及び教育研修費等の運転資金に充当いたしました。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記 (1) の記載の使途に充当することにより、コールセンターで対応する修理受付や見積作業にかかる事務処理の一人当たりの処理件数や売上高が増加し、生産性が上がることを想定しております。なお、今回の I T システム構築により無形固定資産を計上、今後利用可能期間に基づき減価償却費を計上する予定であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、取締役会決議により毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に規定しておりますが、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、経営成績及び財政状態を勘案した上で、配当性向30%を目途に利益還元を行ってまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、事業拡大に伴う運転資金の確保と今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期
1株当たり連結当期純利益	54.11円	45.85円	64.53円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	45.00円 (-1円)	15.00円 (-1円)	20.00円 (-1円)
実績連結配当性向	27.7%	32.7%	31.0%
自己資本連結当期純利益率	25.6%	19.2%	23.1%
連結純資産配当率	8.2%	6.0%	7.2%

(注) 1. 当社は平成27年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。1株当たり連結当期純利益は平成27年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値を記載しております。なお、平成27年5月期の1株当たり配当額については、当該株式分割前の株式数を基準に記載しております。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成27年5月期の実績連結配当性向については、期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益(又は連結当期純利益)を自己資本(連結純資産合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の公募増資後の発行済株式総数5,789,285株に対する下記の交付株式残数の比率は1.88%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式比率となります。

決議日	交付株式 残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成28年10月11日	109,000株	667円	338円	自平成30年9月1日 至平成31年8月31日

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成27年4月23日	177,100千円 公募増資	304,547千円	190,047千円
平成27年5月25日	53,130千円 第三者割当増資	360,433千円	245,933千円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期	平成30年5月期
始 値	2,112円	1,818円 □575円	637円	1,498円
高 値	2,228円	1,929円 □692円	1,627円	2,342円
安 値	1,735円	1,491円 □505円	535円	1,150円
終 値	1,775円	1,725円 □638円	1,500円	2,188円
株価収益率	10.9倍	13.9倍	23.2倍	一倍

- (注) 1. 当社は平成27年4月24日に東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場しましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。
2. 株価は、平成29年4月27日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、平成28年4月27日から平成29年4月26日までは東京証券取引所市場第二部におけるものがあります。また、それ以前は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものがあります。
3. 平成30年5月期の株価については、平成30年3月15日(木)現在で表示しています。
4. 平成28年5月期の□印は、平成27年12月1日付株式分割（普通株式1株につき3株の株式分割）による権利落後の株価を示しております。
5. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である中島義兼並びに当社株主である株式会社中島産業、中島諒子及び中島薫子は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成30年3月16日の取締役会決議において決定した前記「I. 公募による新株式発行及び株式売出し 2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、主要株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

- (1) 名 称 中島義兼
- (2) 所 在 地 兵庫県姫路市
- (3) 当 社 と の 関 係 当社の代表取締役社長

3. 当該株主の所有議決権数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成30年3月16日現在)	9,652個 (965,250株)	17.27%	第2位
異動後	2,952個 (295,250株)	5.10%	第4位

- (注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 1,885株
2. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成29年11月30日現在の総株主の議決権の数55,874個を基準に算出しております。
3. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、(注)2.で用いた総株主の議決権の数55,874個に前記「I. 公募による新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集により増加が見込まれる議決権の数2,000個を加算した総株主の議決権の数57,874個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 公募による新株式発行及び株式売出し 2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の受渡期日。

5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による業績への影響はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。